

2013 年 7 月 2 日

みずほコーポレート銀行（中国）有限公司

中国アドバイザー一部

—財政・税務政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 271 号 ）

国家税務総局、 輸出税還付に対する管理を強化 申告期限後の外貨受取に証憑提出も要求

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家税務総局は、2013 年 6 月 9 日付で『輸出企業の輸出貨物還付税（免税）申告における外貨受取資料の提供に関連する問題についての公告』（国家税務総局公告 2013 年第 30 号、以下『30 号公告』という）を公布しました。輸出企業に対し、増値税の輸出税還付申告期限内に輸出代金の受取ができない場合に、『輸出貨物外貨受取不能申告表』（『30 号公告』付属文書 2）と関連証明書類を提出するよう求めており、提出できない場合は増値税の免税のみを適用するとしています（第 5 条）。

□ 虚偽申告増加を受け新規定

『30 号公告』が公布された背景には、輸出額の水増し等の手口による増値税の不正還付の増加があります。これには、2012 年 8 月の貨物貿易外貨管理制度改革の全国展開により、貨物輸出と外貨受取の一致性を 1 件ごとに確認する外貨受取照合（核銷）制度が廃止され、それに伴って増値税の輸出税還付申告時に「輸出外貨受取照合書」を提出する必要がなくなったことも影響しているとみられます。貨物輸出の虚偽申告は、統計データの信頼性を失わせる一因ともなっていることから、税務当局は今回、徴税管理の強化を図ったものとみられます。

国家税務総局は『30 号公告』において、輸出企業に対し輸出税還付の申告期限内¹に外貨を受け取り、申告時に外貨受取を示す書類を提出するよう強調しています（第 1 条）。人民元決済の場合も同様に、人民元のクロスボーダー受取を示す書類を提出する必要があります。

何らかの理由により外貨受取ができない、または輸出契約のユーザンス回収等により外貨受取が申告期限後になってしまう場合、『輸出貨物外貨受取不能申告表』のほか、その理由を説明できる書類（付属文書 3 にて事由別に規定）を提出しなければなりません。また、申告期限後に外貨を受け取った場合は、

¹『輸出貨物労務の増値税および消費税管理弁法』（国家税務総局公告 2012 年第 24 号）は、輸出貨物の通関を行った翌月の増値税納税申告期間内に増値税納税申告と免税・控除・還付税に関連する申告を行い、翌年 4 月 30 日までの各増値税納税申告期間に増値税免税・控除・還付税（または免税・還付税）申告を行うよう求めています（第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項）。

輸出契約が定める最終の外貨受取日の、翌月の増値税納税申告期間内に外貨受取証憑（銀行での元転手続書類等）を提出する必要があります（第6条）。提出できない場合は、増値税の免税のみが適用されます。

□ 管理対象企業は外貨受取申告も提出へ

一方、輸出企業が貨物貿易外貨管理上のB、C類企業に属する等の管理対象となっている場合は、申告期限内の外貨受取であっても、申告時に『輸出貨物外貨受取申告表』（『30号公告』付属文書1）と外貨受取証憑を提出しなければなりません（第2条、第3条）。管理対象の企業とは、以下の状況を指します。

- ① 外貨管理部門によりB、C類企業に組み込まれた場合
- ② 外貨管理部門により重点モニタリング企業に組み込まれた場合
- ③ 人民銀行によりクロスボーダー貿易人民元重点監督管理企業に組み込まれた場合
- ④ 税関によりC、D類企業に組み込まれた場合
- ⑤ 税務機関によりD級納税信用等級と評定された場合
- ⑥ 増値税専用発票もしくはその他の増値税税控除証憑の虚偽発行、増値税の脱税、国家輸出還付税の詐取等の原因により、税務機関から行政処罰を受けた場合
- ⑦ 輸出入管理、外貨受取・支払管理等の方面の規定に違反したことにより、税関、外貨管理、人民銀行、商務等の部門から行政処罰を受けた場合
- ⑧ 主管税務機関に申告した外貨受取ができない原因が虚偽であった場合
- ⑨ 主管税務機関に提出した輸出貨物外貨受取証憑が冒用であった場合
- ⑩ 前年度の外貨受取率が70%を下回った場合（2014年5月1日から実施）

『輸出貨物外貨受取申告表』と外貨受取証憑の提出が必要となる期間は、①～⑤の場合は当該分類に組み込まれている間、⑥～⑨の場合は当局の通知日より24カ月以内、⑩の場合は当年5月～翌年4月まで、となります。また、生産企業が申告期限後に外貨を受け取る場合は、申告時にまず「書類不備表示」欄に「W」を記入した『生産企業輸出貨物免税・控除・還付税申告明細表』（『輸出貨物労務の増値税および消費税管理弁法』付属文書7）を提出し、外貨受取を待って『輸出貨物外貨受取申告表』を提出した後、税還付手続を行うことができます。

なお、⑩の外貨受取率は以下のように計算します。

$$\text{前年度の外貨受取率} = \frac{\text{前年度の輸出外貨受取金額}^{\ast 1} + \text{外貨受取ができなかった金額}^{\ast 2}}{\text{前年度の輸出貨物輸出額}^{\ast 3}}$$

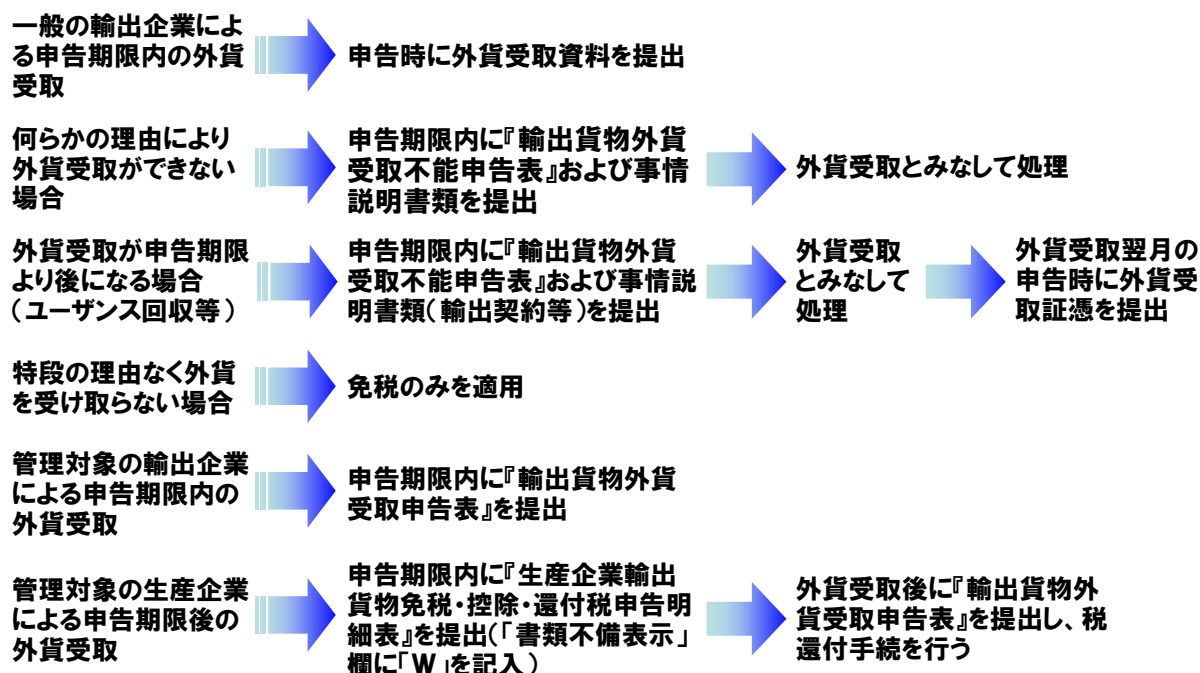
※¹ データは外貨管理局、人民銀行が提供する

※² 企業が申告し、かつ主管税務機関の審査確認を経た金額

※³ 企業による還付税（免税）申告時の輸出額

『30号公告』が規定する外貨受取関連書類の提出方法をまとめると、次ページの図表のようになります。

【図表】 税還付申告における外貨受取関連書類の提出方法



(『30号公告』に基づき、中国アドバイザリー部作成)

*

『30号公告』は、2013年8月1日より実施されます。なお、対外援助・対外請負・国外投資における輸出貨物や加工・修理・補修労務の輸出、バーター貿易の輸出貨物等に対しては適用されないほか、輸出委託企業が対象外となっています（例外規定は『30号公告』第11条を参照）。

『30号公告』の詳細については、4ページからの日本語仮訳および9ページからの中国語原文をご参照ください。なお、輸出税還付申告の実務手続等については、所在地の税務局または会計士事務所にお問い合わせください。

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザリー部 月岡直樹】

【ご注意】

- 法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- 秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- 著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
- 免責：**
 - 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
- 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

国家税務総局
公告 2013 年第 30 号
輸出企業の輸出貨物還付税（免税）申告における
外貨受取資料の提供に関連する問題についての公告

輸出還付税（免税）を正確に計算、審査・手続し、輸出業務の真実性を確認し、輸出還付税を騙し取る違法行為の発生を防止するため、『国务院による輸出還付税率を引き下げて輸出還付税管理を強化することについての通達』（国発明電[1995]3号）、『国家外貨管理局・税関総署・国家税務総局による貨物貿易外貨管理制度改革に関する公告』（国家外貨管理局公告 2012 年第 1 号）の関連規定に基づき、ここに輸出企業の輸出貨物還付税（免税）申告における外貨受取資料の提供に関連する問題について以下のよう

に公告する。

- 1、 輸出企業が還付税（免税）を申告する輸出貨物は、必ず還付税（免税）申告期間終了の日までに外貨を受け取り（クロスボーダー貿易人民元決済の場合は人民元の受取、以下同）、合わせて本公告の規定に基づき外貨受取資料を提出しなければならない。還付税（免税）申告期間終了の日までに外貨を受け取らない輸出貨物は、本公告第 5 条に列挙した外貨受取ができない、または輸出貨物還付税（免税）申告期間の終了の日までに外貨受取ができない輸出貨物を除き、増値税の免税政策を適用する。
- 2、 以下のいずれかの状況にある輸出企業は、還付税（免税）申告時に、すでに外貨を受け取った輸出貨物に対し、『輸出貨物外貨受取申告表』（付属文書 1）を記入し、合わせて当該貨物の銀行元転書類等の輸出外貨受取証憑を提出しなければならない（クロスボーダー貿易人民元決済の場合は人民元を受け取った代金受取証憑、原本および企業公章を捺印したコピー、以下同）。一時的に外貨を受け取らない輸出貨物について、生産企業は『生産企業輸出貨物免税・控除・還付税申告明細表』の「書類不備表示」欄（第 20 欄）に「W」を書き込み、一時的に免税・控除・還付税の計算に参加せず、外貨受取を待ち『輸出貨物外貨受取申告表』を記入した後、免税・控除・還付税の計算に参加することができる。外貨受取ができない、または輸出貨物還付税（免税）申告期間の終了の日までに外貨受取ができない場合で、本公告第 5 条に列挙した輸出貨物に属するときは、本公告第 5 条の規定に基づき手続を行う。

- (1) 外貨管理部門により B、C 類企業に組み込まれた場合、
- (2) 外貨管理部門により重点モニタリング企業に組み込まれた場合、
- (3) 人民銀行によりクロスボーダー貿易人民元重点監督管理企業に組み込まれた場合、
- (4) 税関により C、D 類企業に組み込まれた場合、
- (5) 税務機関により D 級納税信用等级と評定された場合、

- (6) 増値税専用発票もしくはその他の増値税税控除証憑の虚偽発行、増値税の脱税、国家輸出還付税の詐取等の原因により、税務機関から行政処罰を受けた場合、
- (7) 輸出入管理、外貨受取・支払管理等の方面の規定に違反したことにより、税関、外貨管理、人民銀行、商務等の部門から行政処罰を受けた場合、
- (8) 主管税務機関に申告した外貨受取ができない原因が虚偽であった場合、
- (9) 主管税務機関に提出した輸出貨物外貨受取証憑が冒用であった場合。

前項第(1)から第(5)項の状況の執行期日（還付税（免税）申告期日を基準とする、本項で以下同）は、主管税務機関の通知日より状況の存続期間終了までとする。前項第(6)から第(9)条状況の執行期日は、主管税務機関の通知日より24カ月以内とする。輸出企業が上述の若干の状況を並存している場合、執行期日の終了期日は状況における最後の終了期日とする。

- 3、 2014年5月1日より、輸出企業の前年度の外貨受取率（外貨管理局、人民銀行が提供する企業の前年度の輸出外貨受取金額、さらに企業が申告し、かつ主管税務機関の審査確認を経た外貨受取ができない金額の合計が、企業の申告した還付税（免税）の前年度の輸出貨物輸出額に占める比率）が70%を下回った場合、当該輸出企業が当年5月から翌年4月に申告する還付税（免税）は、本公告第2条の規定に基づき執行する。
- 4、 本公告第2条、第3条に列挙した輸出企業以外のその他の輸出企業が申告する輸出貨物還付税（免税）は、輸出外貨受取証憑を提出しなくてもよいが、本条第2項が規定する状況を除く。外貨受取ができない、または輸出貨物還付税（免税）申告期間の終了の日までに外貨受取ができない場合、本公告第5条に列挙した貨物に属するとき、本公告第5条の規定に基づき手続を行う。

主管税務機関は、輸出還付税（免税）の審査において、前項の輸出企業が還付税（免税）申告の輸出貨物に輸出業務の真実性をさらに確認する必要があることを発見した場合、輸出企業は主管税務機関の通知を受け取った後、『生産企業業務自己検査表』もしくは『対外貿易企業輸出業務自己検査表』、『輸出貨物外貨受取申告表』もしくは『輸出貨物外貨受取不能申告表』（付属文書2）および関連証明資料を記入しなければならない。主管税務機関は、企業が報告した申告表および関連資料に対し、関連規定に基づき確認して誤りがなかった後、当該輸出貨物の還付税（免税）手続を行うことができる。

- 5、 輸出貨物が本公告付属文書3に列挙した原因により、外貨受取ができない、または輸出貨物還付税（免税）申告期間の終了の日までに外貨受取ができない場合、もし会計制度の規定に基づき輸出販売収入を相殺しなければならないのであれば、販売収入を相殺した後、本公告第2条に列挙した輸出企業は還付税（免税）を申告するとき、本公告第4条に列挙した輸出企業は還付税（免税）申告期間終了の日までに、主管税務機関に『輸出貨物外貨受取不能申告表』を報告し、付属

文書 3 に列挙した原因と対応する関連証明資料を提供し、主管税務機関の審査確認を経た後、外貨受取とみなして処理することができる。

- 6、 契約に約定したすべての外貨受取の最終期日が輸出還付税（免税）申告期限終了の日の後である場合、輸出企業は契約が約定する最終外貨受取期日の翌月の増値税納税申告期間内に、主管税務機関に外貨受取証憑を提供しなければならない、提供できない場合、対応する輸出貨物は増値税免税政策を適用する。
- 7、 本公告が規定する増値税免税政策を適用する輸出貨物は、輸出企業が還付税（免税）申告期日終了の日の翌月もしくは免税が確定した翌月の増値税納税申告期間に、規定に基づき主管税務機関に免税を申告し、前期ですでに還付税（免税）を申告した場合、輸出企業は負数申告を応用してもとの還付税（免税）申告データを相殺し、合わせて現行会計制度の関連規定に基づき相応の調整を行い、輸出企業の当期の免税・控除・還付税額（対外貿易企業は還付税額、本条以下同）が相殺に不足する場合、差額部分の税額を追納しなければならない。輸出企業が上述の規定に基づき相殺を申告しない場合、主管税務機関が発見したら、規定に基づきすでに手続を行った免税・控除・還付税額を追納し、輸出貨物増値税に対して免税もしくは徴税を実行するほか、主管税務機関が『中華人民共和国税收徴収管理法』に基づき下す処罰を受けなければならない。
- 8、 主管税務機関が輸出企業の輸出貨物還付税（免税）申告で提供した外貨受取資料に以下の状況が存在することを発見した場合、『中華人民共和国税收徴収管理法』の相応の規定に基づき処罰するほか、相応の輸出貨物に増値税徴税政策を適用し、脱税・還付税の詐取に属する場合、査察部門が調査・処分する。
 - (1) 外貨受取ができない原因もしくは証明資料が虚偽であった場合、
 - (2) 外貨受取証憑が冒用であった場合。
- 9、 主管税務機関が輸出企業の輸出貨物の外貨受取状況に非輸入商による外貨支払等の疑問点が存在することを発見した場合、当該外貨受取に対応する輸出貨物に対して一時的に輸出還付税（免税）手続を行わない。すでに輸出還付税（免税）手続を行った場合、主管税務機関は関係する還付税額に基づき当該企業のその他のすでに審査を通過した同額の還付すべき税額に対してしばらく輸出還付税（免税）手続を行わず、その他の還付すべき税額がない、または還付すべき税額が関係する還付税額を下回る場合、輸出企業が差額部分の担保を提供することができる。税務機関の確認を待ち相応の疑問点を排除した後、還付税（免税）もしくは担保解除の手続を行うことができる。
- 10、 省級国家税務局は、評価指標、アラート値を設定し、人民銀行、外貨管理局が提供する輸出受取

外貨データに基づき、輸出企業の貨物流、資金流に対して定期的な評価、アラートを行い、輸出企業が還付税（免税）を申告した輸出貨物の元転データに異常を発見した場合はすべて、確認検査を行わなければならない、規定違反を発見した場合、相応の規定に基づき処理しなければならない。脱税・還付税の詐取に属する場合、査察部門が調査・処分する。

11、本公告の輸出貨物は、『財政部・国家税務総局による輸出貨物労務増値税および消費税政策についての通達』（財税[2012]39号）第1条第(2)項（その第2を除く）、第(3)項に列挙した輸出とみなす貨物およびバーター貿易の輸出貨物、委託輸出貨物とみなすものを含まず、暫定的に辺境小額貿易輸出貨物を含まない。本公告の輸出企業は、輸出委託の企業を含まない。

12、本公告は、2013年8月1日より執行する。

特にここに公告する。

付属文書：1. 輸出貨物外貨受取申告表
2. 輸出貨物外貨受取不能申告表
3. 輸出貨物外貨受取不能の原因および証明資料

国家税務総局
2013年6月9日

転送：各省、自治区、直轄市および計画単列市の国家税務局、地方税務局

付属文書 3

輸出貨物外貨受取不能の原因および証明資料

輸出企業の輸出貨物が以下の原因により外貨受取ができなくなってしまう場合、相応の証明資料を提出し、主管税務機関に報告しなければならない。

- (1) 国外商品市況の変動による場合、関連商会在が発行した証明もしくは関連取引所の市況・価格資料を提供する。原因コード：01。
- (2) 輸出商品の品質の原因による場合、輸入商の関連書類および輸入国の商品検査機構の証明を提供する。客観的な原因により輸入国の商品検査機構の証明を提出することができない場合、輸入商の検査報告、関連証明書類および輸出単位の書面保証書を提出する。原因コード：02。
- (3) 動物および生鮮品質の変質、腐乱、非正常の死亡もしくは消耗による場合、輸入商の関連書

類および輸入国の商品検査機構の証明を提出する。客観的な原因により商品検査機構の証明を提出することが確かにできない場合、輸入商の検査報告、関連証明書類および輸出単位の書面保証書を提出する。原因コード：03。

- (4) 自然災害、戦争等の不可抗力の要素による場合、新聞・雑誌等のニュースメディアの報道資料もしくは中国駐輸入国公館の商務処が発行した証明を提出する。原因コード：04。
- (5) 輸入商の倒産、閉鎖、解散による場合、新聞等のニュースメディアの報道資料もしくは中国駐輸入国公館の商務処が発行した証明を提出する。原因コード：05。
- (6) 輸入国の通貨レートの変動による場合、新聞・雑誌等のニュースメディアの報道もしくは外貨管理局が公布する為替レート資料を提出する。原因コード：06。
- (7) 過不足容認条項による場合、船荷証券もしくはその他の正式な貨物運輸書類等の商業書類を提出する。原因コード：07。
- (8) 輸出契約に約定したすべての外貨受取の最終期日が還付税（免税）申告終了期限以降である場合、輸出契約を提出する。原因コード：08。
- (9) その他の原因である場合、主管税務機関が認める有効証憑を提出する。原因コード：09。

(中国語原文)

国家税务总局
公告 2013 年第 30 号
关于出口企业申报出口货物退（免）税提供收汇资料有关问题的公告

为了准确计算、审核办理出口退（免）税，核实出口业务的真实性，防范骗取出口退税违法行为的发生，根据《国务院关于调低出口退税率加强出口退税管理的通知》（国发明电〔1995〕3号）、《国家外汇管理局海关总署国家税务总局关于货物贸易外汇管理制度改革的公告》（国家外汇管理局公告 2012 年第 1 号）的有关规定，现将出口企业申报出口货物退（免）税提供收汇资料的有关问题公告如下：

- 一、 出口企业申报退（免）税的出口货物，须在退（免）税申报期截止之日内收汇（跨境贸易人民币结算的为收取人民币，下同），并按本公告的规定提供收汇资料；未在退（免）税申报期截止之日内收汇的出口货物，除本公告第五条所列不能收汇或不能在出口货物退（免）税申报期的截止之日内收汇的出口货物外，适用增值税免税政策。
- 二、 有下列情形之一的出口企业，在申报退（免）税时，对已收汇的出口货物，应填报《出口货物收汇申报表》（附件 1），并提供该货物银行结汇水单等出口收汇凭证（跨境贸易人民币结算的为收取人民币的收款凭证，原件和盖有企业公章的复印件，下同）；对暂未收汇的出口货物，生产企业应在《生产企业出口货物免、抵、退税申报明细表》的“单证不齐标志”栏（第 20 栏）中填写“W”，暂不参与免抵退税计算，待收汇并填报《出口货物收汇申报表》后，方可参与免抵退税计算；对不能收汇或不能在出口货物退（免）税申报期的截止之日内收汇的属于本公告第五条所列的出口货物，按本公告第五条的规定办理：
 - （一） 被外汇管理部门列为 B、C 类企业的；
 - （二） 被外汇管理部门列为重点监测企业的；
 - （三） 被人民银行列为跨境贸易人民币重点监管企业的；
 - （四） 被海关列为 C、D 类企业的；
 - （五） 被税务机关评定为 D 级纳税信用等级的；
 - （六） 因虚开增值税专用发票或其他增值税扣税凭证、增值税偷税、骗取国家出口退税款等原因，被税务机关给予行政处罚的；
 - （七） 因违反进、出口管理，收、付汇管理等方面的规定，被海关、外汇管理、人民银行、商务等部门给予行政处罚的；
 - （八） 向主管税务机关申报的不能收汇的原因为虚假的；
 - （九） 向主管税务机关提供的出口货物收汇凭证是冒用的。

前款第（一）至第（五）项情形的执行时间（以申报退（免）税时间为准，本款下同）为主管税务

机关通知之日起至情形存续期结束；前款第（六）至第（九）项情形的执行时间为主管税务机关通知之日起 24 个月内；出口企业并存上述若干情形的，执行时间的截止时间为情形中的最晚截止时间。

三、 自 2014 年 5 月 1 日起，出口企业上一年度收汇率低于 70%（外汇管理局、人民银行提供的企业上一年度出口收汇金额，加上企业申报并经主管税务机关审核确认的不能收汇金额合计，占企业申报退（免）税的上一年度出口货物出口额的比例）的，该出口企业当年 5 月至次年 4 月申报的退（免）税，按本公告第二条的规定执行。

四、 本公告第二条、第三条所列出口企业以外的其他出口企业申报的出口货物退（免）税，可不提供出口收汇凭证，本条第二款规定的情形除外；对不能收汇或不能在出口货物退（免）税申报期的截止之日内收汇的属于本公告第五条所列的货物，按本公告第五条的规定办理。

主管税务机关在出口退（免）税审核中，发现前款出口企业申报退（免）税的出口货物存在需要进一步核实出口业务真实性的，出口企业在接到主管税务机关通知后，应填报《生产企业出口业务自查表》或《外贸企业出口业务自查表》、《出口货物收汇申报表》或《出口货物不能收汇申报表》（附件 2）及相关证明材料。主管税务机关对企业报送的申报表和相关资料，按有关规定核查无误后，方可办理该笔出口货物退（免）税。

五、 出口货物由于本公告附件 3 所列原因，不能收汇或不能在出口货物退（免）税申报期的截止之日内收汇的，如按会计制度规定须冲减出口销售收入的，在冲减销售收入后，属于本公告第二条所列出口企业应在申报退（免）税时，属于本公告第四条所列出口企业应在退（免）税申报期截止之日内，向主管税务机关报送《出口货物不能收汇申报表》，提供附件 3 所列原因对应的有关证明材料，经主管税务机关审核确认后，可视同收汇处理。

六、 合同约定全部收汇的最终日期在出口退（免）税申报期限截止之日后的，出口企业应在合同约定最终收汇日期次月的增值税纳税申报期内，向主管税务机关提供收汇凭证，不能提供的，对应的出口货物适用增值税免税政策。

七、 本公告规定的适用增值税免税政策的出口货物，出口企业应在退（免）税申报期截止之日的次月或在确定免税的次月的增值税纳税申报期，按规定向主管税务机关申报免税，前期已申报退（免）税的，出口企业应用负数申报冲减原退（免）税申报数据，并按现行会计制度的有关规定进行相应调整，出口企业当期免抵退税额（外贸企业为退税额，本条下同）不足冲减的，应补缴差额部分的税款。出口企业如果未按上述规定申报冲减的，一经主管税务机关发现，除按规定补缴已办理的免抵退税额，对出口货物增值税实行免税或征税外，还应接受主管税务机关按《中华人民共和国税收征收管理法》做出的处罚。

八、 主管税务机关发现出口企业申报出口货物退（免）税提供的收汇资料存在以下情形的，除按《中华人民共和国税收征收管理法》相应的规定处罚外，相应的出口货物适用增值税征税政策，属于偷骗税的，由稽查部门查处：

- （一） 不能收汇的原因或证明材料为虚假的；
- （二） 收汇凭证是冒用的。

九、 主管税务机关发现出口企业出口货物的收汇情况存在非进口商付汇等疑点的，对该笔收汇对应的出口货物暂不办理出口退（免）税；已办理退（免）税的，主管税务机关可按照所涉及的退税额对该企业其他已审核通过的等额的应退税款暂缓办理出口退（免）税，无其他应退税款或应退税款小于所涉及退税额的，可由出口企业提供差额部分的担保。待税务机关核实排除相应疑点后，方可办理退（免）税或解除担保。

十、 省级国家税务局应设立评估指标、预警值，按照人民银行、外汇管理局提供的出口收汇数据，对出口企业的货物流、资金流进行定期评估、预警，凡发现出口企业申报退（免）税的出口货物结汇数据异常的，应进行核查，发现违规的，应按相应规定处理；属于偷骗税的，由稽查部门查处。

十一、 本公告的出口货物，不包括《财政部国家税务总局关于出口货物劳务增值税和消费税政策的通知》（财税〔2012〕39号）第一条第（二）项（第2目除外）、第（三）项所列的视同出口货物以及易货贸易出口货物、委托出口货物，暂不包括边境小额贸易出口货物；本公告的出口企业，不包括委托出口的企业。

十二、 本公告自2013年8月1日起执行。

特此公告。

附件：1. 出口货物收汇申报表
2. 出口货物不能收汇申报表
3. 出口货物不能收汇的原因及证明材料

国家税务总局
2013年6月9日

分送：各省、自治区、直辖市和计划单列市国家税务局、地方税务局。

附件1:

出口货物收汇申报表

纳税人名称: (公章)
海关企业代码:
纳税人识别号:

所屬期: 年 月

纳税人识别号:

单位: 元

序号	出口货物报关单号	出口发票号码	记出口销售帐日期	出口货物销售额			出口货物收汇情况										非进口商付汇原因	非进口国家(地区)付汇原因	备注
				币种	金额	折合人民币金额	收入凭证号码	收汇日期	结汇方式	金融机构代码	银行业务编号	币种	金额	折合人民币金额	付汇人	付汇国家(地区)			
栏次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19

填表说明:

- 若1张报关单对应的出口收入凭证超过两个的,应分行进行填写。

附件 3:

出口货物不能收汇的原因及证明材料

出口企业出口货物因下列原因导致不能收汇的，应提供相应的证明材料，报主管税务机关。

- (一) 因国外商品市场行情变动的，提供有关商会出具的证明或有关交易所行情报价资料。原因代码：01。
- (二) 因出口商品质量原因的，提供进口商的有关函件和进口国商检机构的证明；由于客观原因无法提供进口国商检机构证明的，提供进口商的检验报告、相关证明材料和出口单位书面保证函。原因代码：02。
- (三) 因动物及鲜活产品变质、腐烂、非正常死亡或损耗的，提供进口商的有关函件和进口国商检机构的证明；由于客观原因确实无法提供商检证明的，提供进口商有关函件、相关证明材料和出口单位书面保证函。原因代码：03。
- (四) 因自然灾害、战争等不可抗力因素的，提供报刊等新闻媒体的报道材料或中国驻进口国使领馆商务处出具的证明。原因代码：04。
- (五) 因进口商破产、关闭、解散的，提供报刊等新闻媒体的报道材料或中国驻进口国使领馆商务处出具的证明。原因代码：05。
- (六) 因进口国货币汇率变动的，提供报刊等新闻媒体刊登或外汇局公布的汇率资料。原因代码：06。
- (七) 因溢短装的，提供提单或其他正式货运单证等商业单证。原因代码：07。
- (八) 因出口合同约定全部收汇最终日期在申报退（免）税截止期限以后的，提供出口合同。原因代码：08。
- (九) 因其他原因的，提供主管税务机关认可的有效凭证。原因代码：09。